

## 作新学院大学学位規程

### (目的)

第1条 この規程は学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに、作新学院大学大学学則第38条及び作新学院大学大学院学則第18条に基づき、作新学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次のとおりとする。

- (1) 経営学部 学士（経営学）（作新学院大学）
- (2) 人間文化学部 学士（人間文化学）（作新学院大学）
- (3) 経営学研究科 修士（経営学）（作新学院大学）
- (4) 経営学研究科 博士（経営学）（作新学院大学）
- (5) 心理学研究科 修士（臨床心理学）（作新学院大学）

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、作新学院大学学則第38条の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、作新学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第18条の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則第18条の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院に学位請求論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した者に授与することができる。

### (修士論文の提出)

第4条 前条第2項により、修士課程又は博士前期課程の所定の単位を修得し、修士の学位を受けようとする者は、修士論文を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

### (博士論文の提出または学位の申請)

第5条 第3条第3項により、博士後期課程所定の単位を修得し、博士の学位を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文
- (2) 博士論文の内容の要旨
- (3) 論文目録

2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、所定の学位授与申請書に前項の各号に掲げる書類及び履歴書を添えて、学長に申請するものとする。

3 前項の規定により、学位の授与を申請する者は、論文審査手数料として、別に定める額を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に申請する場合は、

論文審査手数料を免除することができる。

(論文の受理)

第6条 前条第2項による学位授与の申請があったときは、学長は研究科委員会の議を経てこれを受理する。

(学位論文)

第7条 第4条及び第5条の規定により提出する主論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、第11条に規定する審査委員会は、参考論文、論文の訳文等の審査資料を提出させることができる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返還)

第8条 提出又は申請のあった学位授与申請書及び論文等並びに納入された学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文の審査付託)

第9条 第6条の規定により学位論文が受理されたときは、学長は、研究科長にその論文の審査を付託する。

第10条 研究科長は、前条の審査を付託されたときは、学位論文の審査並びに最終試験又は学力の確認(以下「最終試験等」という。)を研究科委員会に付託する。

(学位審査委員会)

第11条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、修士の学位授与の審査にあつては学位論文関連科目担当の教員3名以上(教授1名以上を含む。)からなる学位審査委員会を設け、論文の審査及び最終試験を行う。博士の学位授与の審査にあつては、学位論文関連科目担当の教員5名以上(教授3名以上を含む。)からなる学位審査委員会を設け、論文の審査及び最終試験等を行う。

2 学位審査委員会は前項の審査及び最終試験等のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て前項による審査委員の外、前項に定める教員以外の教員等を学位審査委員会の委員に加えることができる。

3 学位審査委員会は第1項の審査及び最終試験等のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て他の大学院又は研究所等の教員、研究員等を学位審査委員会の委員に加えることができる。

(学位論文の審査及び試験)

第12条 審査委員会は、論文の審査並びに最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心として関連ある科目について、口述又は筆記の方法により行う。

3 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わない。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、口頭又は筆記試験によって行う。ただし、博士後期課程に標準

修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者については、研究科委員会の定める年限内に限り、口述又は筆記試験を免除することができる。

(学位審査の期間)

第14条 審査委員会は、学年度末までに、論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

2 学長は、第5条第2項の規定により学位授与の申請があったときは、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経てその期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第15条 審査委員会は、論文の審査並びに最終試験を終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、第12条第3項の規定にしたがって最終試験を行わなかった場合は、その旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第16条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づいて審議し、大学院学則の定めるところにより、それぞれ学位授与について決定する。

2 前項の議決は、委任状を含め委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第17条 研究科長は、前条の結果を論文とともに、第15条第1項に定める書類(学位授与の可否の意見を除く)を添付し、学位授与可否の意見を添え、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第18条 学長は、学士にあつては学部長の報告、修士及び博士にあつては前条の報告により、学位を授与することができる。

2 学位の授与は、別紙様式1、2、3、又は4による「学位記」により行う。

(博士論文要旨等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その論文に「作新学院大学審査学位論文」と明記し、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合

には、当該研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「作新学院大学」と明記するものとする。

(学位授与の報告)

第22条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条の定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第23条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、学位の授与を取消し、学位を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会が前項の決定をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

第24条 学位の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

第25条 この規程に定めるもののほか、博士の学位授与については取扱要項を別途定める。

附 則

本規程は、平成5年4月1日からこれを施行する。

附 則

本規程は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。